

北上市教育委員会教育長訓令第1号

事務局及び教育機関

教育長の権限に属する事務の委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年2月27日

北上市教育委員会教育長 平野 憲

教育長の権限に属する事務の委任規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任規程（平成13年北上市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>共同実施組織</u>の長への委任事項)</p> <p>第2条 北上市小中学校管理運営規則(平成3年北上市教育委員会規則第9号)第35条に規定する<u>共同実施組織</u>の長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号。以下「条例」という。）別表第1の5の3及び<u>6の2</u>の規定に基づく県費負担教職員に係る児童手当等の支給に関する事務</p> <p>(2) 条例別表第1の<u>6の3</u>及び岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県教育委員会規則第15号）第2条の規定に基づく県費負担教職員に係る扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務</p>	<p>(<u>共同学校事務室</u>の長への委任事項)</p> <p>第2条 北上市小中学校管理運営規則(平成3年北上市教育委員会規則第9号)第35条に規定する<u>共同学校事務室</u>の長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号。以下「条例」という。）別表第1の5の3及び<u>6の3</u>の規定に基づく県費負担教職員に係る児童手当等の支給に関する事務</p> <p>(2) 条例別表第1の<u>6の4</u>及び岩手県教育委員会の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県教育委員会規則第15号）第2条の規定に基づく県費負担教職員に係る扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。